

# 原発事故対策だより 第35号



【編集・発行】：桑折町環境対策課 ☎582-2123（直通）平成28年12月7日発行

## 町民プール・町民体育館跡地仮置場から除去土壌等の搬出開始

環境省による除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出作業が、11月29日から開始されました。今年度は、町民プール・町民体育館跡地仮置場の除去土壌等約2,500袋を搬出します。作業時間は、午前8時から午後5時までとなっており、1日当たり最大で18台の車両が搬出輸送します。実施にあたっては、安全対策を講じていきますので、期間中ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

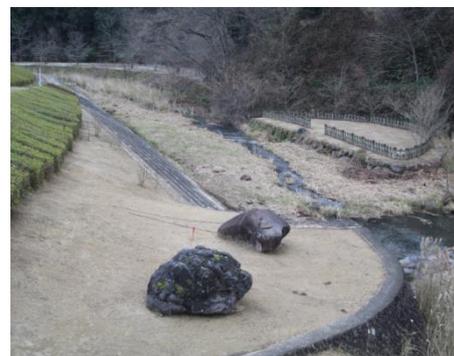
また、平成29年度以降の搬出輸送は、環境省によると中間貯蔵施設建設の進捗に合わせ、搬出量を増加させるとしていますが、年次ごとの数量は示されていません。現在、町内には、約96,000袋の除去土壌等を仮置場で保管しています。引き続き、適切な管理に努めるとともに、環境省に対し、早期搬出を求めていますので、町民の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。



## 高速道路法面等除染を実施します

町では、高速道路法面の除染業務を平成29年3月28日までを工期として実施いたします。該当する町内会に対しましては、改めて作業場所、作業時期等を周知いたします。

また、その他の除染業務としまして、県事業では、うぶかの郷前の砂防公園を現在実施中で、その他に産ヶ沢川、普蔵川、佐久間川の河川堤防、国事業では、国道4号・阿武隈川桃の郷トイレ周辺堤防の作業が計画されております。



## こおり復興除染実施計画の一部を見直しました

町では、国の復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）において、「平成29年3月までに除染計画に基づく面的除染を完了させるべく、自治体とも連携して全力で取り組む」としており、除染を進めています。

また、「こおり復興除染実施計画」については、上記基本方針に基づき計画期間を見直し、平成29年3月31日まで延長しました。

平成29年4月以降については、今後の除染の進捗に応じ環境省と協議しながら、適宜計画を見直し対応していきます。

## 一般会計に係る損害賠償請求の一部受領について

町では、東京電力株式会社福島第1、第2原子力発電所事故によって生じ賠償請求した平成22、23年度一般会計歳出の対策に係る費用と歳入における減収分31,682,818円のうち、2,072,713円を11月28日に受領しました。その他請求分については、引き続き東電に賠償するよう交渉していきます。